

長崎市農業委員会 令和7年9月総会 議事録

1 日 時 令和7年9月30日（火） 14:00 開会
15:30 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室
(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（17名）

井川 義英	池田 憲二	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	野中 麻美	平尾 政博
増田 茂	峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀
山口 眞佐栄	山崎 実男			

5 欠席農業委員（2名）

岩永 一也 松尾 隆治

6 出席推進委員（21名）

浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松本 貞幸
松本 守	宮崎 好徳	村田 美津枝	森内 悟己	山口 憲昭
山下 和孝				

7 欠席推進委員（3名）

今村 秀喜 松浦 行信 三浦 信男

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 木下農政管理係長 中山農地係長
浦上主事

【農林振興課】 城野営農指導係長

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年 9 月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、9 月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 17 名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 21 名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。植田正和委員と尾崎正孝委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○植田委員・尾崎委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。

本日は、その他の事項 1 から 3 の説明のため、農林振興課の職員の方に出席いただいております。時間の都合もございますので先にこちらの説明をお願いし、その後、議案審議に進みたいと思います。それでは、私の方から皆様に職員のご紹介をさせていただきます。農林振興課城野営農指導係長です。本日はよろしくお願いいたします。それでは、その他の事項 1 から 3 について、農林振興課から説明をお願いします。

○営農指導係長 先ほど資料の確認が木下係長の方からありましたが、まず「令和 7 年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」の資料をお開きください。1 ページ目になりますが、毎年この時期の農業委員会総会で農林振興課から農業委員会の皆さんにお願いをさせていただいている件となっております。今回お願いをしたいのが、皆さんご存じの方も多いと思いますが、経営所得安定対策ということで、水田に作物を作付けたときに国から交付金が交付される事業がございます。その事業で、毎年 4 月に対象者の方から所有している水田にどういう作物をどのくらいの広さ作付けをしているかの申請書類をいただくんですが、だいたい 10 月から 11 月にかけて皆様に、申請をされた畑に申請された作物が作付けをされているかどうかの現地確認をお願いしたいということで、今回説明に上がらせていただきました。まず資料の 1 ページ目の方から説明させていただきたいと思い

ます。経営所得安定対策の中身について説明したページになります。毎年、水田の作付面積に対して交付金がいくらという単価が決まって、交付されるものになるんですけれども、こちらの単価は年によって少しずつ変わっていくようになっています。令和7年度につきましては、①のところになりますがいちご、アスパラガス、トマト、花に関しては1反当り2万6千円の交付単価、それ以外の作物に関しては1反当り1万7千円、ソバとナタネにつきましては1反当り2万円の交付金が交付されるような制度になっていまして、令和7年度9月現在、111件の申請が出ておりまして、今のところ交付金の総額としましては451万9千円が交付される見込みというふうになっております。

2ページをご覧ください。この交付金の交付までの手続きについてですが、まず4月から6月にかけて対象農家さんから申請書を出していただいて、7月から9月に申請された内容をシステムに入力して取りまとめます。今回、赤字で示されている8月から11月のところですが、だいたい農業委員会の皆さんには10月から11月にかけて申請された作物がきちんと作付けされているかの現地確認をしていただくということでお願いを毎年させていただいております。下の米印に書いてあるんですけれども、現地確認作業に従事していただいた委員の皆様には12月ごろに謝礼金の振込口座の確認を行いまして、1月ごろに謝礼金を、この事業を進めている長崎地域農業再生協議会からお支払いいたします。

次に3ページと4ページを一緒に見ながら説明させていただきます。現地確認の実施要領についてです。まず4ページに載っている現地確認の名簿をそれぞれ該当する地域の申請者の現地確認名簿が載っているものを、10月いっぱいまでに皆様のお手元に郵送で送らせていただきます。その名簿が届きましたら、名簿に載っている申請者の畑を、所在地の地番も載っていますので、地番を見ながら現地確認を行っていただければと思います。現地確認名簿に黒で書いてある部分は前もって記入されている部分になります。皆様にしていただきたいのは、現地確認をしていただいた後に、赤字で示してあるように、皆様には現地確認の結果ということで記入をしていただきたいと思います。現地確認名簿の真ん中辺りに作付面積の欄があります。この作付面積は申請者の方から、だいたいこの面積作付けをしているということで平米数が載っているんですけれども、現地確認をしたときに目で見て、明らかに面積が違う場合は二重線を引いていただいて、面積の修正をしていただければと思います。その隣に作物名というのがございます。作物名は記入例ではスイカと書いてあるのをトマトに修正してありますけれども、現地確認したときに明らかにスイカではなくトマトが植えてあった場合は、作物名を二重線を引いて修正する形で修正していただければと思います。何も作付けされていない場合は、自己保全管理ということで記入をしていただければと思います。もう一つ右の欄に施設の有無というのが書いてあるんですけれども、こちらは現地確認していただく場所にハウスが建っていたり、ハウス以外のその他の施設が建っていれば、該当する部分に丸をしていただければと思います。ハウス等の施設が何もなければ無のところに丸をつけていただければと思います。一通り確認が終わりましたら、確認印のところに皆様の印鑑を押していただいて、確認日のところに現地確認をしていただいた日付を書き込んでいただければと思います。この名簿に記載された畑の確認がすべて終わりましたら、11月28日までに農林振興課の方に名簿を提出して

いただければと思います。最後、5 ページのところにそれぞれの地区の農業委員さんの名前を記載させていただいておまして、右側のところに今後現地確認をしていただく予定の畑の筆数と交付金申請者の方の戸数を記載しておりますので、確認いただければと思います。先ほども申し上げましたとおり、皆様に現地確認していただく畑の現地確認簿は農業再生協議会の方から 10 月いっぱいまでに皆様のご自宅に郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続けて説明させていただきます。有害鳥獣対策事業の資料をご覧ください。有害鳥獣対策事業としまして、毎年農業委員会総会の時に皆さんに情報提供させていただいているものになりますけれども、有害鳥獣対策事業としまして、長崎市の方から各農事実行組合の組合長さんに向けて、その年度の上半期の農作物の被害状況調査と次の年度の国庫の財源を活用したワイヤーメッシュ柵設置の要望調査書というのを、10 月下旬ごろまでに送らせていただいております。今年度も同じように各地区の実行組合長さんの方に農作業被害調査とワイヤーメッシュ柵の要望調査を送る予定とさせていただいております。この場を借りて情報共有をさせていただきたいと思います。この件に関しては農業委員会の皆様に何かしていただくことはないので申し上げます。

続いて裏側の方になります。長崎市におけるミカンコミバエの誘殺と防除について説明させていただきます。近年、長崎市内で大発生したのが令和3年度に51頭確認された害虫になるんですけれども、今年度は9月25日までの間に47頭というペースで、この害虫の発生が確認されております。発生が確認された次の日には、国、県、市、農協で連携して、大体半径2kmから5km圏内を、テックス版という殺虫剤を染み込ませた板を撒くことで防除作業を行っているところです。その防除作業をしていますよというのが3番の初動対応に書いてあるところなんですけれども、テックス板を撒けるのが車が入っていける場所に限られるということで、4番になるんですけれども、車がなかなか入っていけないような場所については県が民間の会社に委託をしまして、ヘリコプターを使った航空防除というのを開始しております。長崎市内では三重から外海、琴海にかけて航空防除を9月14日から17日の間に実施しておりますので、皆様に情報提供させていただきます。今後も順次、各地区でミカンコミバエが確認されましたら、テックス板の設置をしたりすることで防除を進めていきたいと考えております。皆様の方にも連絡が来ているかもしれませんが、農協を通じて県から、各生産部会へもテックス板の配布等をさせていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課より説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 経営所得の関係で、施設の有無でハウス、その他、無とあって、聞くとところによるとハウス等については交付金の対象外になるというふうに聞いてるんですけど、どうなのでしょう。

○営農指導係長 今のところ、国から話があっている中では、国の補助金を活用してハウスを建てている場合は対象外というふうに聞いております。同じ圃場に対してこの交付金とハウスを建てる補助金が二重という形になるためです。

○城戸推進委員 そしたら、補助事業か確認しないといけないんですか。

○営農指導係長 そこについては農林振興課の方でも国の補助金を活用したものかどうかは確認できるようになっております。

○城戸推進委員 農家の方がハウスを建てたらダメだから申請しないという話を聞いたので、そのあたり誤解があるのかなと。

○営農指導係長 そこは認識が違うかもしれないんですけども、もしそういうふうに言われている方がいましたら、事務局の方に問い合わせしてほしいと伝えていただくか、事務局に情報をいただければ、その方に対して説明をさせていただきたいと思います。

○城戸推進委員 なんだかという、一番交付金の高い花卉は大体ハウスなんです。そういった事案が発生したら確認させてもらいます。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方は、ここで退席いたします。ありがとうございました。

それでは引き続き議案の審議に入ります。本日は付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農業委員会事務局職員の任免について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案、農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農業委員会事務局職員が早期退職の募集により、中途退職することとなりましたが、農業委員会事務局職員は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の2ページをご覧ください。令和7年10月1日付けの人事異動でございます。今回は左側の転出者のみとなります。高西専門官が早期退職されます。なお、転入者の任免については、9月1日付けの人事異動であり、8月の総会で既に承認されていることを申し添えます。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第1号議案についての説明がございましたが、本件につきましては、議案のとおり農業委員会職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 1 号議案につきましては、議案のとおり農業委員会事務局職員を任免することに決定いたします。続きまして、第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第 2 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地 1 筆について、三原 2 丁目の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小のため、譲受人は、平成 19 年から 18 年間にわたり隣接地の原野を農地として耕作中であり、農業規模の拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市琴海中学校の東側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 450 日ということで要件を満たしております。なお、譲受人は 90 歳と高齢になりますが、農地の売買に法的な年齢要件はございません。しかしながら、農地の継続や耕作能力を考慮すべきことから、本人に面接を行った結果、耕作の意思と能力は確認でき、また、現在の耕作人である譲受人とその妻に加え、譲受人の子が今後耕作に参加する予定であるということから問題ないと判断いたしました。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 16 日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はウメ、カキなど果樹の栽培を予定しております。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 1 号議案 2 番についてご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は、神奈川県川崎市の〇〇さんが所有する現川町の農地 2 筆について、現川町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、遠隔地に住んでおり、高齢で耕作が出来ないため、譲受人は、当該地の遊休化を防ぎ、農地として有効活用するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR 現川駅の北西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 4 人で 680 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野

口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 17 日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しております。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 2 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第 3 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。本件は大阪府池田市の〇〇さんが所有する西出津町の農地 1 筆について、駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和 61 年から駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海中学校の北西側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。中央部分に車両 2 台分の駐車場が設置されています。雨水排水につきましては、側溝に自然放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 16 日に、私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和 61 年ごろから駐車場のために利用しており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、近隣の農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しま

した。報告は以上でございます。

○農地係長 それでは、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、大村市久原1丁目の〇〇さんが所有する琴海尾戸町の農地1筆について、宅地通路として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和60年頃から宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の南東側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。昭和60年頃の家屋建築時に自宅通路として設置されコンクリート舗装されています。雨水排水は自然流下となっており、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました今村秀喜推進委員が本日所用により欠席しておりますので、代わりに事務局より報告いたします。申請地は家屋建設時に通路として設置し、約40年間にわたり利用されており、追認申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への影響もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画」についてご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、飯香浦町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,170㎡について、長崎県農業振興公社が9年4か月の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました川原町の農地1筆、1,170㎡について、9

年4か月の使用貸借により、戸町1丁目の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,647 m²となり、利用につきましては、果樹の栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JA長崎せいひ三和支店の南西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員に報告をお願いいたします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月3日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については、果樹の栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆760 m²について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆760 m²について、10年の賃貸借により、宮崎町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は1,074 m²となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JA長崎せいひ三和支店の南西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員に報告をお願いいたします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月3日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況については、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆2,474 m²について、長崎県農業振興公社が10年の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆2,474 m²について、10年の使用貸借により、ダイヤランド2丁目の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は6,105 m²となり、利用につきましてはクリやブルーベリーの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市南総合事務所の西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員に報告をお願いいたします。

○松本（貞）推進委員 現地調査について報告します。9月3日に私と森保農業委員、事

務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用についてはクリ及びブルーベリーの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆654㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました蚊焼町の農地1筆654㎡について、5年の賃貸借により、藤田尾町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,188㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立蚊焼小学校の南西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員に報告をお願いいたします。

○松本（貞）推進委員 現地調査について報告します。9月3日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培をしています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆1,872㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地1筆1,872㎡について、10年の賃貸借により、豊洋台1丁目の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、9,727㎡となり、利用につきましては、アスパラガスの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立琴海中学校の北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員に報告をお願いいたします。

○田中推進委員 現地調査について報告します。9月4日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはアスパラガスの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案6番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆392㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社

が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地1筆392㎡について、5年の賃貸借により、琴海戸根原町の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,053㎡となり、利用につきましては、ユーカリの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立琴海中学校の北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員に報告をお願いいたします。

○田中推進委員 現地調査について報告します。9月4日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはユーカリの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案「非農地の判断について」ご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が4件、合計筆数が7筆、合計面積2,920㎡について、非農地通知申出が提出されております。1番について説明いたします。大阪府摂津市の〇〇さんが所有する、川上町の農地1筆で、面積は70㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。出雲近隣公園の東側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いいたします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月19日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況で

ありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2 番を説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。橋口町の〇〇さんが所有する、本河内 3 丁目の農地 4 筆で、面積は計 1,512 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。本河内高部水源地の西側と南東側の 2 か所に分かれて位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いいたします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 19 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は 2 か所とも森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3 番を説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。橋口町の〇〇さんほか 5 名が所有する、農地 1 筆で、面積は 919 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。大浦中学校の北側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いいたします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 19 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は 2 か所とも森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4 番を説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。古賀町の〇〇さんが所有する農地 1 筆で、面積は 419 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀市布インターチェンジの南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、増田茂委員より報告をお願いいたします。

○増田農業委員 現地調査についてご報告いたします。9 月 19 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第 5 号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用の届出が3件提出されました。続きまして、資料の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が2件提出されました。合計5件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項4「法令遵守及び綱紀保持について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 ③のその他の事項の資料の1ページをお開きください。資料にありますとおり、令和7年9月1日付で長崎県農業会議から農業委員会の法令遵守の実施についての通知があります。今年度農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄による逮捕・起訴や事務局職員の虚偽有印公文書の作成など農業委員会関係の不祥事の発生が通知の理由となっております。すでにご存じのことと思いますが、農業委員並びに推進委員の皆さんはいずれも非常勤特別職の地方公務員の身分を有しているため、私共事務局職員同様に法令遵守が求められております。ついては、委員の皆様に変更して立場を再認識していただき、職務にあたってくださいようよろしくお願いいたします。なお、本日コンプライアンスに関するリーフレットを配布させていただいておりますので、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項4「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、その他の事項 5「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」ご説明いたします。意見書の案について事前に総会案内と一緒に送付をさせていただいておりましたが、送付したものが修正前のものを誤って送付しておりました。大変申し訳ありませんが、本日配布しております意見書が修正後のものになりますので、差し替えをお願いいたします。ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。

それでは、資料 3 ページをご覧ください。「1 経緯」については記載のとおり、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を長崎市に提出するものでございます。まず、意見書提出までの今後のスケジュールでございますが、2 に記載のとおり 10 月の総会で付議事項として意見書についてご審議いただき、11 月 21 日 15 時から運営委員出席のもと、市長へ意見書を提出する予定としております。この件につきましては当初、意見書の提出にあたっては 8 月の総会時に、皆様から 11 月の総会で全員出席のもと提出するとのご意見があり、調整をしておりましたが、11 月市議会が 11 月 25 日から始まりまして、11 月総会開催日である 11 月 28 日が一般質問の日と重なっております関係から、市長の日程が全く確保することができません。それで申し訳ないんですが、昨年度同様運営委員のみでの提出とさせていただきたいと思えます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。資料 4 ページから現時点の意見書案として整理したものになります。まず 5 ページの会長名による鑑の文章については、要約しますと農業者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く状況は大変厳しく、国内外においても世界情勢の不安定化や飼料等の農業生産資材の高騰、米の販売価格の高騰などが続いています。そのような中、国では農業経営基盤強化促進法などの法改正を経て、令和 5 年度から農地の集約化を進めるべく、地域計画の策定に着手したものです。長崎市農業委員会においても、昨年度末に策定した地域計画に基づき、今後、農地利用の最適化に取り組んでいくので、長崎市においても連携を密にし、関連する施策の実施に向けての意見書を提出する趣旨を記載させていただいております。次の 6 ページからが意見書の詳細になってまいります。ちょっと長くなりますけれども全文を読み上げさせていただければと思います。その後、委員の皆さんからご意見を賜れればと思います。

－ 意見書案読み上げ －

以上が、現時点での意見書案でございます。次の 8 ページが各地区からの意見の一覧表を載せておりますので参考にされてください。それぞれの項目の内容におけるご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○上川農業委員 新規参入の促進の追加部分ということで、定年帰農者の部分についても入れていただきたいと思います。やはり、この県内の農業高校生、親元就農、食農教育

で去年まであったかと思うんですが、定年帰農者の部分もあったと思います。その辺も含めて、追加をお願いできればと、内容についてはお任せいたします。以上です。

○議長 事務局からこの件について何かありますか。

○事務局長 今、手元に昨年度分の資料が見当たらないのですが、この部分については昨年度の回答を含めて、どのような内容にするのか次回お示ししたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○上川農業委員 新規参入促進の中でひとくくりではなくても、担い手という部分での取り扱いで言えば定年帰農者も含めて、改めて持って行った方が幅が広がってくるんじゃないかと思っています。議会への説明も含めてですけれども、議員さんもその辺の考えを持たれていると思うので、そういう追加をしていただければよろしいかなと思っています。

○事務局長 ご意見ありがとうございます。今のご意見も踏まえて、こちらの方で文案を考えさせていただいて、また上川委員にも相談をさせていただきながら作っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長 他にございませんか

○久保推進委員 有害鳥獣対策のところの最後に農道等の適切な維持管理というのがあるんですけれども、今まで、市道については自治会で草刈り等をやっていたんですけど、自治会も高齢化でできる人が少なくなりまして、主に生活でよく使う道路を優先してやります。あまり耕作されなくなったような農道は後回しになって、作業しないこととかもあります。そういう傾向はどこも今後増えていくと思います。イノシシが大きな石を落としたり倒木があつたりして通れないところもあります。そういう市道の管理をどのように考えているのか、話を聞けたらと思います。

○事務局長 今私がこういう管理をしているというところまでお答えができないんですけれども、今のご意見も踏まえて、文案を考えさせていただきます。

○久保推進委員 農業委員会の意見に載せていいか分からないんですけれども、ちょっと思ったので言いました。以上です。

○事務局長 今の現状というところで、農林振興課がどういうことをやっているかということをしつかり確認した上で、言われたように、農業委員会の意見書になじむかどうかというところも含めて考えていきたいと思っています。

○議長 時間がありましたら、懇談会の部分で市長にそういった状況であるのでどうかして欲しいとお願いしてもいいと思います。他にございませんか。

○城戸推進委員 有害鳥獣対策とか農道の維持管理とか、6 ページ多面的機能交付金を活用したいと思っているんですけど、ここに書かれているように事務処理の効率化に向けてもう少し動かないと、この事業も無くなるんじゃないかと危惧しておるわけです。毎回この話は出てるんですが、良いことですのでなんとか集落の広域化をして、知恵を出して、この事業が無くならないようにしてほしいという提案なんですけど、お願いします。

○議長 その件なんですけど、これからの若い世代の方が安心して就農ができるように、環境を整えていくことが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

他にございませんか

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 6「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 7「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 6 及び 7 について、続けて説明させていただきます。

まず、その他の事項 6「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」でございますが、左上に③と記載したその他の事項の資料の 9 ページをご覧ください。令和 7 年度の目標部数は 116 部となっており、現在の購読部数は先月の報告以降 1 件の新規申込みと 8 件の中止の申し出がありましたので、87 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願いします。

次に、その他の事項 7「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」についてご説明いたします。資料 10 ページ及び 11 ページに令和 7 年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。また、委員活動記録の提出について、改めてのご説明となりますが、今年度の長崎市農業委員会の委員 1 人あたりの月平均活動日数の目標は 8 日以上と設定しております。昨年度もこの 8 日という目標は達成できておりますが、この活動目標の達成状況に基づき、国から県を通じて各市町の農業委員会に配分される農地利用最適化交付金の金額が決定されます。また、この交付金は年度末に支払う委員の皆さまの年額報酬や農業委員会の事務経費に充てられます。実施した活動が成果に反映されるよう、活動を行った場合は、漏れなくご報告をお願いいたします。

その他の事項 6 及び 7 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、何か皆様からご報告などありましたらお願いします。

○久保推進委員 琴海のみかん部会の話なんですけど、先ほどの意見書と関連することがあるので報告します。今月、福岡の山川に研修に行ってきました。この辺は長崎以上に傾斜のきつい中山間地域になるんですけど、令和 10 年から 11 年の完成予定で約 25ha ほどの基盤整備事業の工事が始まったということでした。農協でいっぱいお話を聞いたんですけど、事務手続きについてはみやま市の市役所の方でやっているそうです。以前みやま市農業委員会を訪ねて、女性の会長さんに色々話を聞きましたけど、たぶんその時もこの計画の話が出てたんじゃないかと思っております。説明の中で地域計画という話も出ておりました。地主さんとの調整とか入植者を決めたりとかで地域計画の話し合いが有効に機能して、この事業の計画が進んだんじゃないかなと思います。事業の名前が中間管理関連農地整備事業というような名前で、8 月の研修会で出てきたような中間管理の交付金とか自治体の補助金とか色々活用して、農家の負担はほぼ無く、工事費は 30 億円くらいかかるような工事だそうです。そういうところでも、やっぱり高齢化、後継者不足というのは深刻な問題だそうです。10 年くらい前は、都会に出ていった子供が帰ってきて、就農したなんていう話もあったそうなんですけど、最近はそういう話は聞かなくなったということです。今は極早生のミカンの栽培に力を入れてまして、新たな産地の強化に取り組んでいるところでした。みやま市に限らず、今年行った天草とか、壱岐の多面的の取組とか県内、九州管内、まだまだ色々事例があると思いますので、参考になるようなところにみんなで行って、まずは勉強から始めればと思います。

○議長 他にございませんか。

○森内推進委員 第 4 号議案でちょっと気になったことがありました。もう承認されたことなんですけれども、写真があれば分かりやすいかと思うんですけれども、6 ページの 4 番ですが、小川直子さんが再設定をされるということなんですけど、ススキとか、この次行けば樹木とかが生えてくるような状況になってますよね。再設定といたら何年か耕してるはずなんですけど、写真を見るとかなり放置されているような感じで、ススキが生えるということになれば 3, 4 年はそのままになっているのではないかというふうに思います。私の経験上ですね。県の農業振興公社がどのような指導をされているのかその点が気になりました。貸す方が、こんな状況ならちょっとと二の足を踏んでしまいそうな懸念をされますので、公社の対応、指導がどういうふうにされているのか分ければ教えていた

だければと思います。

○農地係長 聞いた話によれば、本人さんのこれからするというような意向を反映しているようです。きちんと指導をしているかについては確認して、次回お答えいたします。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 今、秋祭りのシーズンですが、今回平尾会長さんにおいでいただきまして、ありがとうございました。その中で、定年帰農者関係で、9月から定年した方が就農するということがありましたので、この輪をどんどん広げながら担い手確保に向けて動き出さないとということ、一応報告ということでお願いします。

○議長 ありがとうございます。今、ご紹介がありましたが、私も初めて参加して、城戸会長さんが、あれだけやはり若い皆さんを集めて、あのくんちをするというのは本当に努力されて、あれだけのことをやっておられるんじゃないかと思っております。そして特に若い人が、まだ小学校に行かない子どもたちから大人まで若い方が一生懸命になって頑張っておられるのを見て、若い人たちがやっぱりここには帰って来るんだなというふうな気持ちで見えておりました。これからも地域振興のために一生懸命努力していただければと思います。皆さん方も機会があれば、ぜひ行っていただければと思います。

それから、今朝の新聞を皆さん見られたかと思いますが、農地バンクに貸し付けたら固定資産税が半額になるというふうな表現がしてあったわけですがけれども、そこらへん誤解がないように事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 農地中間管理機構に農地を貸すことで固定資産税の減免を受けられる制度があります。正確なところははっきり覚えてないんですが、おそらく持っている農地の大部分を貸した場合という条件が付くんですけれども、そこは再度資料を確認しまして、どの程度貸したときに軽減措置を受けられるかを来月の総会の時にご紹介したいと思います。持っている土地の一部を貸す場合は対象にならないんですけれども、ある一定規模以上貸し出した際に、固定資産税の優遇を受けられますので、また次回ご紹介したいと思います。

○議長 他にございませんか。

○岩本農業委員 有害鳥獣対策についてお尋ねなんですけれども、市から資材を貰っているんですけど、その対応が遅いんですよね。1か月、2か月だとかもう少し早くできないかと思っています。それと赤道ですが、自治会で管理してますが、さっきも出たようになかなか高齢者になってできないんですよね。市には一応言っているんですけど、来てはくれるんですよね。でも対応が遅いんですよね。できればもっと、遊休農地にならないように早く

した方がいいと思うんですけど、その辺どうなんですかね。

○事務局長 ご意見ありがとうございます。有害鳥獣対策につきましては、いろんなご意見をいただきながらずっと見直しをかけていながらやってきているという中で、以前に比べて、申請からワイヤーメッシュの貸し出しというようなところもずいぶん短くはなっているのかなと思うんですけど、言われるようにまだまだ時間がかかっているところもあると思います。また今回の要望の中にも入っていると思いますので、できる限りの対応でやっていきたいと思っております。市の分は結構早いんですけど、それでも、言ってきたからすぐ 1 か月後とかいう話にはならないと思いますので、どれくらいのスパンでやっているかというところまでは私も把握できていないんですけど、半年まではかからないで、今はできていると思います。先ほど農林振興課が説明した調査は国庫の分になるんで、国庫は年に一回調査をかけて、翌年になるということで 1 年かかるんですけど、これとは別に市単独でやっているのもありますので。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項 8「令和 7 年 10 月、11 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで 9 月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。